

古物営業法第4条により、次の欠格要件に該当している人は、許可申請をしても許可を受けることができません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2
 - ・ 罪種を問わず、禁錮以上の刑
 - ・ 窃盗罪、背任、遺失物・占有離脱物横領及び盗品等有償譲受け等の罪で罰金刑
 - ・ 古物営業法違反のうち、無許可、許可の不正取得、名義貸し及び営業停止命令違反で罰金刑に処せられ、刑の執行が終わってから5年を経過しない者

※ 執行猶予期間中も含まれます。執行猶予期間が終了すれば申請可能です。
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ※ 暴力団員や暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等が該当します。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 古物営業法第24条第1項の規定によりその古物営業の許可を取り消されてから5年を経過しない者
- ※ 許可の取り消しを受けたのが法人の場合は、その当時の役員も含みます。
- 7 古物営業法第24条第1項の規定により、許可の取消しに係る聴聞の期日等の公示の日から、取消し等の決定をする日までの間に、許可証を返納した者で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの。
- 8 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- ※ 婚姻している者、古物商の相続人であって法定代理人が欠格事由に該当しない場合は、申請できます。
- 10 営業所又は古物市場ごとに、業務を適正に実施するための責任者としての管理者を選任すると認められないことについて相当な理由のある者
- ※ 管理者が欠格事由に該当している場合などが該当します。
- 11 法人役員に、1～8に該当する者があるもの。